

大阪国際がんセンター競争的研究費等不正使用防止計画

令和7年度

大阪国際がんセンター（以下「センター」という。）では、「大阪国際がんセンターにおける公的研究費等の取扱いに関する規程」第4条第3項により、競争的研究費等の適正な運営及び管理を行うため、大阪国際がんセンター競争的研究費等不正使用防止計画を以下のとおり定めるものである。

1 運営・管理体制

① 最高管理責任者：総長

本センターにおける競争的研究費等の運営及び管理について最終責任を負う。

② 統括管理責任者：臨床研究センター所長

最高管理責任者を補佐し、競争的研究費等の運営及び管理についてセンター全体を統括する実質的な責任と権限を持つ。

③ コンプライアンス推進責任者

各部署における競争的研究費等の運営及び管理について実質的な責任と権限を持つ。

2 不正使用防止計画

①責任体系の明確化

○目標

競争的研究費等の管理業務に関する責任体制を明確にし、競争的研究費等の適正な管理と機動的な運営を図ることを目標とする

○不正を誘発する要因

異動や時間の経過等による責任意識の低下

○計画

各種会議やコンプライアンス研修等において、各責任者に対し責任体系、役割、責任及び権限の理解を促し、意識の向上を図る。また、各責任者の異動にあっては、引継等を確実にし、責任意識の低下を防止する。

②適正な運営及び管理の基盤となる環境の整備

○目標

競争的研究費等の大部分は国民から徴収される税金が原資となっていることを常に認識させ、研究費の不正使用を許さない環境の整備を行うことを目標とする

○不正を誘発する要因

- 1) 競争的研究費等の原資の大部分が税金によって賄われていることに対する意識の欠如
- 2) コンプライアンス意識の希薄さ

- 3) 不適切な会計処理であっても結果的に研究のために使用していれば許されるという認識の甘さ

○計画

- 1) 競争的研究費等の運営及び管理に関わるすべての研究者等を対象としてコンプライアンス教育への参加を義務付け、不正使用が犯罪であること、不正使用がもたらす影響等を説明する。
- 2) 研究者等に対し行動規範の周知徹底を図り、コンプライアンス研修を通じて意識の向上を促す。また、研修後のテストにより受講者の理解度を確認する。
- 3) 全研究者等から誓約書を徴取し、不正使用を行った場合は、氏名を公表することを基本とする等、厳しい処分を行う。

③競争的研究費等の適正な運営及び管理活動

○目標

研究計画に沿った適正な執行を推進し、研究費の無理な使い切り等をしない、させない体制を構築すること、また、人件費や旅費等、検収確認対象でない執行についての事実確認体制を構築することを目標とする

○不正を誘発する要因

- 1) 予算執行状況や債務が適正に把握されていないことによる年度末に集中した予算執行
- 2) 偏った予算執行による業務集中がもたらす事務担当者の管理不足
- 3) 非常勤職員の出勤実態の確認不足
- 4) 出張日程や根拠書類の確認不足

○計画

- 1) 研究計画に基づき、定期的に予算執行状況の確認を行うとともに、必要に応じて改善を求める。
- 2) 特に執行率の悪い研究者等に対しては、計画見直しの通知等を行い、研究費の繰り越しや返還等の指導を行う。
- 3) 研究者等に対して、執行状況を頻回に通知する。
- 4) 人事勤態システムにより被雇用者の出退勤状況を事務担当者が管理。不定期に従事状況報告書により実態調査等を実施する。
- 5) 研究者等が行う出張について、財源に関わらず、復命書及び出張の事実を証明する書類の提出を義務化する。打ち合わせのための出張の場合は面会者等を復命書に記載するよう求める。

④発注・納品・検収体制の構築・維持

○目標

物品納品の有無を確認する一次検収を事務部門、物品・性能等に関する二次検収を研究者が行うという検収体制を構築しているが、その実効性について継続的に検証を行い、不正防止を推進することを目標とする

○不正を誘発する要因

- 1) 発注段階での財源未特定
- 2) 購入物品と研究内容との関係性の確認不足
- 3) 取引業者が研究者と必要以上に密接な関係

○計画

- 1) 担当職員による納品事実の確認の際に、疑義が生じた物品については、発注者に購入目的の確認等を行う。
- 2) 発注段階での財源特定を徹底するよう、コンプライアンス研修会等で指導・注意喚起を行う。
- 3) 特定の業者との密な取引がないか注視する。予定価格との対比等により、見積額が適正であるかの確認を行う。同一業者、同一費目の多頻度発注とならないよう、選定業者、発注品については、複数名での確認を行う。
- 4) 一定額を超える取引で比較見積書が提出されない時は、その理由を記した書面の提出を求める。
- 5) 不正な取引を行った業者については、「地方独立行政法人大阪府立病院機構契約事務取扱規程」等に基づき、最長3年間の取引停止等の措置を講ずることができることを周知するとともに、他の業者へも注意喚起を行う。

⑤情報の伝達を確保する体制の確立

○目標

研究者・事務部門間においてコミュニケーションの円滑を図り、相互の信頼関係に基づく研究費管理業務体制を構築する。不正防止のため、相談窓口及び通報窓口についても広く周知をする

○不正を誘発する要因

- 1) 不正が潜在化しかねない通報窓口についての周知不足
- 2) 誤った解釈での経費執行を招きかねない使用ルール等の未統一

○計画

- 1) 設置している通報窓口を、ホームページ等で公表し周知する。
- 2) 相談窓口において、研究者等からの相談や質問を受け付ける。
- 3) 競争的研究費等用のハンドブックを作成し、執行ルールの統一化を進める

⑥モニタリングの充実

○目標

研究費の不正使用の可能性が常にあるという前提の下、不正の要因を除去し、不正を抑止できるような環境作りを目指し、実効性のあるモニタリングを実施する。不正を発生させる要因を的確に把握し、より実効性のある不正使用防止計画を策定することを目標とする

○不正を誘発する要因

- 1) 不正使用の防止を推進する体制の検証不足
- 2) 不正使用発生要因に着目したモニタリング不足

○計画

- 1) 内部監査の講評を常に踏まえた執行管理を行う。
- 2) 内部監査により、不正使用が発生しやすい要因と指摘された場合は、管理体制の見直し等を行い、リスクの除去・低減を図る。
- 3) 競争的研究費等用のハンドブックを作成し、配布・周知することにより、適正運用の徹底を図る。
- 4) 監査での指摘事項・文部科学省 HP 掲載の他施設の不正事案を参考にその防止策を検討、不正使用防止計画に加える。